

国民健康保険と国民年金

国民健康保険被保険者証を更新します

平成22年4月から使用する国民健康保険被保険者証(保険証)を、3月下旬に各世帯に簡易書留で郵送します。
保険証は、1人1枚のカード型になっていきますので、国民健康保険に加入されているご家族全員の分がそろっているか確認をお願いします。

有効期限は10月31日

今回発行する保険証の有効期限は、10月31日までです。今後は、11月から翌年10月までの1年間有効の保険証を毎年10月に発行する予定です。

送付先の変更など

保険証を、窓口で直接受け取りたい人や特別な理由により、住所外への郵送を希望する人は、次の期限までに本庁舎国保年金課で手続きをしてください。

手続き期限 3月5日(金)

持参するもの 印鑑、運転免許証などの身分証明書

保険証の注意点

- ① 保険証はたいせつなもの。保管や取り扱いは、十分に注意し、特に次の点に気を付けましょう。
- ② 手元に届いたら、記載内容を確認してください。もし誤りがあれば、すぐに国保年金課に連絡してください。
- ③ 医療機関にかかるときは必ず提示しましょう。
- ④ 保険証は、必ず手元に保管してください。
- ⑤ ④のコピーや有効期限が切れた保険証は使用することができません。
- ⑥ 他の市区町村に引っ越しをするときや、就職などで職場の健康保険に加入したときは、国保年金課への届け出と、保険証の返還をお願いします。

75歳以上の人は長寿医療制度に加入

年齢が75歳以上の人は、長寿医療制度(後期高齢者医療制度)の対象者になるので、国民健康保険被保険者証の

特別障害給付金制度の請求漏れはありませんか

特別障害給付金とは

国民年金の任意加入期間に、加入しなかったことにより、障害基礎年金などを受給していない障がい者に対し、福祉的措置として「特別障害給付金制度」が平成17年4月に創設されました。

この特別障害給付金を受給するためには、65歳に達する日の前日までに請求をする必要がありますが、経過措置によって65歳以上の人も請求が可能です。

支給の対象となる人

- ① 平成3年3月以前に国民年金の任意加入の対象であった学生
- ② 昭和61年3月以前に、国民年金の任意加入対象であった厚生年金や共済組合などの加入者の配偶者
- ③ ①または②に該当し、当時、

しかし、請求できる経過措置の期間が間もなく終了となるため、該当する可能性のある人は、急いで相談をしてください。

請求手続きの窓口など

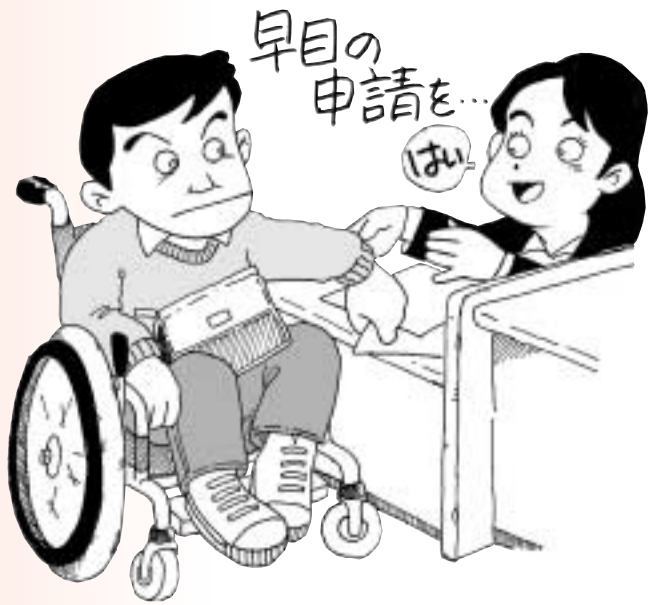
ご相談・請求の窓口は、市役所本庁舎国保年金課です。
請求については、請求した月の翌月分から支給が開始されますので、請求はお早めにお願います。

請求上の注意

障害基礎年金や障害厚生年金など、他の障がいを理由とする年金を受給することができる人は対象になりません。

また、本人の所得が基準を超えているときは、支給の全額または半額が制限される場合があります。

なお、すでに老齢年金や遺族年金、恩給などを受給している場合は、その受給額相当は支給されません。



国民年金保険料の口座振替やクレジットによる前納を新たに申し込まれる人

平成22年度分の前納手続きは2月末日まで

国民年金保険料は、納付書により金融機関やコンビニエンスストアで納める方法のほか、口座振替やクレジットカード納付、パソコンや携帯電話を利用した納付方法があります。



口座振替やクレジットカード納付であれば保険料の納め忘れもなく、割引制度も利用できます。この機会にご検討ください。

●口座振替は4種類

- ① 当月分を翌月末に振替
 - ② 当月分を当月末に振替
 - ③ 1年分を前納
 - ④ 6か月分を前納
- ※②から④までは、割引対象です。

●クレジット納付は3種類

- ① 当月分を当月末に納付
- ② 1年分を前納
- ③ 6か月分を前納

●前納の手続きはお早めに
平成22年度の1年分または6か月分(4月から9月まで)の保険料を口座振替



交付はありません。

国民健康保険高年齢受給者証

70歳から74歳までの人については、新しい高年齢受給者

証を、保険証に同封してお送りします。

また、平成22年8月1日からの高年齢受給者証は、平成21年中の所得を基に負担割合を判定し、7月下旬に郵送します。

限度額適用認定証

有効期限が平成22年3月31日の限度額適用認定証を持つている人には、新しい認定証を保険証に同封してお送りします。

